

10月1日から

介護保険制度の一部が

変更になります

現在、施設サービス利用者の居住費や食費は介護保険から支払われていますが、在宅サービス利用者との費用負担を公平にするために、施設サービス居住費・食費が利用者負担となります。

対象となる施設

- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護療養型医療施設

居住費や食費の負担限度額は、施設との契約により決まるため、施設により金額が異なります。

※シヨートステイの居住費・

食費や、通所系サービスの食費についても保険給付の対象外となり、利用者負担となります。

利用者負担額の変更

低所得者対策を充実させるため、住民税世帯非課税者の負担段階が2つに分けられます（資料1）。

資料1

改正前

利用者負担段階	区 分
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税者
第3段階	本人のみが住民税非課税者及び本人が住民税課税者

改正後

利用者負担段階	区 分
新第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者
新第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人
新第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、利用者段階第2段階以外の人
新第4段階	本人のみが住民税非課税者及び本人が住民税課税者

資料2

低所得者の居住費及び食費の負担限度額（1日当たり/単位円）

	○特別養護老人ホーム、○短期入所生活介護					○介護老人保健施設、○介護療養型医療施設、○短期入所療養介護				
	居 住 費				食 費	居 住 費				食 費
	ユニット型 個	ユニット型 準個室	従来型 個室	多床室		ユニット型 個	ユニット型 準個室	従来型 個室	多床室	
新第1段階	820	490	320	0	300	820	490	490	0	300
新第2段階	820	490	420	320	390	820	490	490	320	390
新第3段階	1,640	1,310	820	320	650	1,640	1,310	1,310	320	650

※新第4段階以上は、施設の契約により決まります。

資料3

改正前

利用者負担段階	自己負担の上限額
第1段階	15,000円
第2段階	24,600円
第3段階	37,200円

改正後

利用者負担段階	自己負担の上限額
新第1段階	15,000円
新第2段階	15,000円
新第3段階	24,600円
新第4段階	37,200円

低所得者の減免
低所得の人の施設利用が困難にならないように、新所得段階、第3段階までの方の利用者負担について、一定額以上は保険給付されるため、これらの方々は、所得に応じた負担限度額までを自己負担することになります。（特定入所者介護サービス費、資料2）

※負担軽減を受けるには、福祉課で申請し、「介護保険特定負担限度額認定証」の交付を受け、事業者に提示することが必要です。

高額介護サービス費

月々の介護サービスを利用したときに支払う1割の利用者負担の合計額が、所得に応じて上限額を超えた場合は、高額介護サービス費として後から払い戻されます。今回、新第2段階の方の上限額が変わります。（資料3）

※対象者にはお知らせしますので、領収書の写しを添付のうえ、申請してください。

詳しくは熊野町ホームページをご覧ください。福祉課までお問い合わせください。

問合せ先

福祉課 高齢者福祉係

TEL 820-5605

(福祉課)